

「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく再エネ促進区域の設定に関する山形県基準（案）」に寄せられた
意見及び意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和7年2月21日（金）～ 令和7年3月12日（水）

2 提出された意見の件数等 11件（意見者数3人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

※該当箇所（資料・頁）順に記載

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
1	全般	再生可能エネルギーは豊かな自然を誇る山形県の自然環境を破壊する何物でもないと考えます。そのような設備は不必要です。最近の山形県は大規模な水害が相次いでいますが、広大な森林伐採を行うメガソーラーもその一因と思います。森林破壊をもたらすメガソーラーを増やすのなら、水害被害の積み立て金を設置者に義務付けするなど、安易に山形県内での事業を検討しないようにして欲しいです。	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「再エネ促進区域」の制度は、市町村が、自然環境等との調和が図られた地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進する区域（＝再エネ促進区域）の設定や再エネ促進区域内で行われる事業の認定を、地域との合意形成を図りながら行う制度です。 今回策定しようとしている県基準は、市町村が再エネ促進区域を設定するにあたって、環境保全等の観点から除外すべき区域や考慮すべき事項を定めるものです。 県では、市町村が適切に再エネ促進区域を設定できるよう支援し、県内における地域との共生が図られた再エネの導入拡大につなげてまいります。
2	全般	他県では、地域の合意形成に向け「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係るガイドラインを作成していますが、このことは考慮されたのですか。	他県において、再エネ促進区域の設定に関する都道府県基準の策定とは別に、市町村向けのガイドライン等を独自に作成し、市町村支援に活用している例があることは承知しております。 本県においては、これまでも令和4年4月に都道府県では初めて施行した「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」の適切な運用により、再エネ促進区域の制度と同じ考え方の下で、地域共生型の再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでおります。
3	全般	政府は、洋上風力発電の施設設置が可能な海域を現行の領海内から排他的経済水域（EEZ）内まで広げる再生可能エネルギー海域利用法の改正案を閣議決定しましたが、このことは考慮されますか。	再生可能エネルギー海域利用法が適用される洋上風力発電は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「再エネ促進区域」の制度の対象外です。

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
4	1 ページ	<p>基準案の1 ページ目に「第4次山形県環境計画」の別冊として、本県における促進区域の設定に関する基準を定めるものとありますが、第4次山形県環境計画の改正内容は示されないのでしょうか。</p>	<p>第4次山形県環境計画の本文の改正案は、山形県ホームページの下記ページを御参照ください。</p> <p>■ 山形県環境審議会「令和6年度第2回環境計画管理部会」資料6</p> <p>https://www.pref.yamagata.jp/050015/kurashi/kankyo/management/kankyoushingikai/r06/r6kankyosingikaikankyoikeikakubukai2.html</p>
5	2 ページ	<p>基準の対象とする再生可能エネルギー発電施設の規模を明記すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、基準2ページの本文の一部を次のとおり修正します。</p> <p>(修正前)</p> <p>本基準の対象とする地域脱炭素化促進事業における再生可能エネルギー発電施設の種類は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設 <p><u>(建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置されるものを除く。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設 ・水力発電施設 ・地熱発電施設 ・バイオマス発電施設 <p>(修正後)</p> <p>本基準の対象となる地域脱炭素化促進事業における再生可能エネルギー発電施設の種類は次のとおりとし、<u>全ての規模の施設を対象とします(ただし太陽光発電施設については、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置されるものを除く。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設 ・風力発電施設 ・水力発電施設 ・地熱発電施設 ・バイオマス発電施設

番号	該当箇所	御意見の概要	県の考え方
6	3 ページ	除外区域について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園、国定公園、県立自然公園の目的、効用を果たすためには特別地域と普通地域は不可一体であるため、普通地域についても除外区域に加えるべき。 ・ 災害防止の見地から、土砂災害区域、山地災害危険地区も除外区域に加えるべき。 ・ 再生可能エネルギー発電施設の建設は、動植物の生態に影響を及ぼすことから、国指定、県指定全ての鳥獣保護区を除外区域とすべき。 	除外区域については、自然環境の保全などの観点から一律的に開発が制限され、開発行為に許可が必要であるなどの区域を規定したいと考えております。 御意見のあった区域等は、いずれも当該区域内の開発が一律的に制限されているなどの区域等ではないため、再エネ促進区域を設定するにあたり自然環境等への影響について十分に考慮すべき事項（考慮対象事項）として規定したいと考えております。
7	5 ページ以降	【表3】の考慮対象事項における「収集方法」については、行政機関や既存団体を対象にしたものが多いのですが、対象地域の住民（子ども・女性も含む）や交流人口その地域の訪れる人の意向や情報を収集する仕組みはありますか。	今回策定しようとしている県基準は、市町村が再エネ促進区域を設定するにあたって、環境保全等の観点から考慮すべき事項や収集すべき情報などを一律に定めるものです。 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「再エネ促進区域」の制度では、市町村が地域との合意形成を図りながら、再エネ促進区域の設定や再エネ促進区域内で行われる事業の認定を行うこととされており、市町村においては、その他必要に応じた情報の収集を行うなど、地域の合意形成を図る上で必要な対応を行っていただくことになると考えております。
8	全般	地域脱炭素化促進事業について、住民の意見を反映させる仕組みはありますか。	
9	5 ページ	風力発電施設については、超低周波音を考慮対象事項に加えるべき。	超低周波音に関し、健康被害等について明らかな関連を示す知見は確認できておりません。
10	5 ページ	バイオマス発電施設について、温排水の対策を考慮対象事項に加えるべき。	温排水は、「事業に伴う汚水」として、考慮対象事項「水の濁りによる影響」で考慮することとなります。
11	7 ページ	風力発電施設は大型化が進んでいることから圧迫感が増しており、住宅から一定の距離を離す必要があると考える。考慮対象事項に加えるべき。	考慮対象事項「騒音による影響」や「風車の影による生活環境への影響」で十分な離隔距離の確保や配置場所について考慮することとなります。